＜令和7年度スポーツ振興くじ助成事業＞

公益財団法人千葉県スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ育成推進事業

クラブアドバイザー等配置要項

1. 趣旨・目的

総合型地域スポーツクラブ（以下、「総合型クラブ」という。）に関する幅広い知識と豊富な経験及び実績を有するクラブアドバイザーや総合型クラブ間ネットワークと連携・協働して総合型クラブの自立的な運営の促進に向けた支援を担う中間支援組織に係る業務を行う者を配置することにより、総合型クラブの創設から自立・活動までを一体的にアドバイスし、総合型クラブがスポーツを通じて新しい公共を担い、コミュニティの核となることを推進する。

2. 役割

(1) 総合型クラブ設立に向けた普及・啓発を支援する活動。
(2) 組織運営、財務、広報、マーケティングなどクラブマネジメントに関する総合型クラブの継続的・安定的運営に向けた適切な指導・助言をする活動。
(3) 行政担当者や地域のスポーツ関係者・関係団体との調整や交渉をする活動。
(4) クラブ間のネットワークの構築や異分野間との協働を促進するための活動。
(5) 国のスポーツ基本計画や県及び市町村の地方スポーツ推進計画を理解し、その方針に則ったクラブ育成をする活動。
(6) 総合型クラブの運営や活動に関する評価を行い、成果と課題をアドバイスする活動。
(7) スポーツ振興くじ助成に関する支援を行う活動。
(8) 総合型クラブによる「登録・認証制度」の申請等に向けた助言・支援を行う活動。
(9) 総合型クラブ間ネットワークと連携・協働して総合型クラブの自立的な運営の促進に向けた支援を担う中間支援組織に係る業務を行う。
・登録・認証制度の運用に係る業務。
・総合型クラブ関係情報の分析に係る業務。
・相談窓口の開設に係る業務。
・総合型クラブへの指導・助言のための訪問。
・クラブ運営スタッフ研修会の開催に係る業務。
・総合型クラブに関する広報活動。

なお、(1)～(8)はクラブアドバイザーの配置による事業、(9)は 中間支援組織に係る業務を行う者を配置による事業であるが、(1)～(9)の全てをクラブアドバイザーが担うことができる。ただし、中間支援組織に係る業務を除く、本来、助成対象者（千葉県スポーツ協会）及び助成対象者（千葉県スポーツ協会）の関連団体が担うべき業務は助成対象とならない。

（対象とならない例）

・助成対象者（千葉県スポーツ協会）が地域で開催するスポーツイベント等の開催に係る準備や受付等の事務局業務

・助成対象者（千葉県スポーツ協会）の関連団体が実施する、資格講習会等の開催に係る事務連絡文書の作成や参加申込者からの電話・メールによる問合せへの対応等一連の事務処理業務
・地方公共団体から受託した事業等の申請書類作成や発送業務

3. クラブアドバイザー等の推薦と選任

千葉県スポーツ協会は、下記の選任基準・資格要件を満たし、上記役割を担うことができると判断した者を令和 7 年 1 月 14 日（火）までに日本スポーツ振興センター（以下、「JSC」という。）に申請する。

【選任基準】

クラブアドバイザーについては次の(1)(2)いずれかを満たしている者

(1) 総合型クラブにおいて、クラブマネジャー等として、クラブ運営に 3 年以上携わった実績のある者。

(2) 地域スポーツ行政担当者等として総合型クラブへの指導又は育成に 2 年以上携わった実績のある者。

※経験（実績）年数については、令和 7 年 3 月末時点での「見込」で算出すること。

※中間支援組織に係る業務を行う者は上記の基準を必ずしも満たさなくてよいこととする。

【資格要件】

クラブアドバイザーについては令和 7 年 4 月 1 日時点で次のいずれかの資格を取得している者

ア 日本スポーツ協会公認クラブマネジャー

イ 日本スポーツ協会公認アシスタントマネジャー

※中間支援組織に係る業務を行う者は上記のいずれかの資格を取得していることが望ましい。

4. クラブアドバイザー等の配置人数

2 名までとする。ただし、クラブアドバイザーは原則 1 名とする。

5. 委嘱及び期間

千葉県スポーツ協会は、JSC が採択した者を委嘱する。

千葉県スポーツ協会は、JSC より「助成金交付決定通知書」を受信後、本人へ採択通知を行う。

委嘱期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。ただし、業務遂行に適さないと判断したときは、委嘱期間中であっても委嘱を解除することができる。

6. 活動報告書の提出

クラブアドバイザー等は、所定の書式により、当該月における活動報告書を作成し、翌月 10 日まで(10 日が土日・祝日にあたる場合は直後の平日業務日まで)に千葉県スポーツ協会に提出する。

ただし、令和 8 年 3 月分の活動報告書の提出期限は別途定める。

7. 活動謝金・旅費支出の考え方等について

助成対象費目は「謝金」及び「旅費」とし、別紙「クラブアドバイザー等配置事業における活動謝金・旅費支出の考え方について」によるものとする。

【助成率及び負担金について】

スポーツ振興くじ助成金の率は「9/10」となる。

なお、本事業に係る令和 7 年度の事業実施負担金「1/10」については、助成対象（事業）者である千葉県

スポーツ協会が負担するものとする。

8.「総合型地域スポーツクラブマネジャー設置(支援)事業」において設置(雇用)する「クラブマネジャー(正・副)」との兼務について

「総合型地域スポーツクラブマネジャー設置(支援)事業」において有償で設置(雇用)するクラブマネジャー(正・副)との兼務は認めない。ただし、クラブマネジャー(正・副)を無償設置する場合はこの限りではない。

9. 満足度調査について

クラブアドバイザー等が指導・助言したクラブ(団体)に対して、「満足度調査(アンケート)」を実施し、回答結果を JSC に報告するものとする。

10. その他

(1) 当該年度期中からのクラブアドバイザー等の配置は行わない(年度当初からの配置に限る)。

なお、年度期中におけるクラブアドバイザー等の変更にあたっては、JSC による審査を経た上でその決定がなされる。

(2) 本配置要項に定めのない事態が生じた場合は、JSC と協議した上で、最終的に千葉県スポーツ協会が判断する。

(3) 千葉県スポーツ協会では、クラブアドバイザー等に対する傷害保険及び賠償責任保険への加入は行わない。したがって、保険加入はクラブアドバイザー等本人の責任において対応することとする。

(4) 千葉県スポーツ協会で配置するクラブアドバイザー等の委嘱期間は 1 年であるが、必要であると判断した場合は再び委嘱(更新)するものとする。ただし、総合型地域スポーツクラブ育成推進事業の活性化の観点から反復更新は最大 6 年以内が望ましい。